



熊本県公報

第 1 2 0 2 3 号

平成 23 年 7 月 1 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 2
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 2
- 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護
老人福祉施設の指定…………… (高齢者支援課) 2
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 3
- 熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定…………… (くらしの安全推進課) 3
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 4
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 4
- 平成23年度パソコン及びプリンタの借入に係る一般競争入
札の参加資格等…………… (情報企画課) 4
- 公 告
- 平成23年度職業訓練指導員試験の実施…………… (産業人材育成課) 5
- 肥料登録事項の変更…………… (農業技術課) 9
- 公共測量の実施…………… (監理課) 9
- 基本測量の実施…………… (") 9
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (農村計画課) 9
- 土地改良区役員の退任…………… (") 10
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 10
- 県営土地改良事業計画の変更…………… (農村計画課) 10
- 建築基準法第73条第2項の規定による建築協定の認可…………… (建築課) 11
- 建築基準法第73条第2項の規定による建築協定の認可…………… (") 11
- 土地改良区の定款変更認可…………… (農村計画課) 11
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 12
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (") 12
- 県営土地改良事業計画の変更…………… (農村計画課) 12
- 菊池都市計画道路の変更(熊本県決定)…………… (都市計画課) 12
- 菊池都市計画道路の変更(熊本県決定)…………… (") 13
- 熊本都市計画墓園の変更(熊本県決定)…………… (") 13
- 当せん金付証票の発売委託…………… (財政課) 13
- 当せん金付証票法第6条第6項の規定による再委託承認基準
の公表…………… (") 14
- 平成23年度パソコン及びプリンタの借入に係る一般競争入
札の実施…………… (情報企画課) 14
- 訓 令
- 熊本県農林水産業協同組合等検査規程の一部を改正する訓令… (団体支援課) 17
- 登 載 依 頼
- 平成23年度第2回熊本県公立大学法人評価委員会の開催
…………… (熊本県公立大学法人評価委員会) 17

告 示

熊本県告示第675号
 介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サ
 ービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
 平成23年7月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
緑の風 てのひら 玉名市中坂門田825番地	株式会社ベストケア	平成23年6月21日

熊本県告示第676号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成23年7月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
緑の風 てのひら 玉名市中坂門田825番地	株式会社ベストケア	平成23年6月21日

熊本県告示第677号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成23年7月1日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年7月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	445号	下益城郡美里町早楠字小津留 1210番1地先から 同所 1223番2地先まで	69.0	活力基盤改築 (改築による 拡幅)

2 供用を開始する期日 平成23年7月1日

熊本県告示第678号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文、第46条第1項及び第48条第1項の規定により指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護老人福祉施設を次のとおり指定したので、同法第78条、第85条及び第93条の規定により公示する。

平成23年7月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

サービス種類	申請者名称	事業所名称	事業所所在地	指定(更新)日
介護老人福祉施設	社会福祉法人百八会	特別養護老人ホームシルバーピアさくら樹	熊本市佐土原三丁目12番26号	平成23年10月1日
居宅介護支援	医療法人社団 栄康会	ひかりヶ丘ケアプランセンター	合志市幾久富1909番地1379	平成23年9月1日
居宅介護支援	社会福祉法人星峰会	きずな	熊本市新南郡三丁目7番76-2特定施設きさら1F	平成23年8月1日
居宅介護支援	有限会社八房	エイジェントケア	熊本市九品寺四丁目8番26号 九品寺マンション1F 101	平成23年10月1日
居宅介護支援	社会福祉法人百八会	シルバーピアさくら樹	熊本市佐土原三丁目12番26号	平成23年10月1日
居宅介護支援	社会福祉法人八代市社会福祉協議会	八代市社協さわやか八代	八代市古城町2950番地5	平成23年8月1日
居宅介護支援	社会福祉法人八代市社会福祉協議会	八代市社協さわやか坂本	八代市坂本町荒瀬1307番地	平成23年8月1日
居宅介護支援	社会福祉法人八代市社会福祉協議会	八代市社協さわやか鏡	八代市鏡町鏡村720番地	平成23年8月1日
居宅介護支援	社会福祉法人八代市社会福祉協議会	八代市社協さわやか東陽	八代市東陽町南1075番地	平成23年8月1日
居宅介護支援	社会福祉法人八代市社会福祉協議会	八代市社協さわやか泉	八代市泉町下岳2974番地	平成23年8月1日
居宅介護支援	社会福祉法人氷川町社会福祉協議会	ケアマネジメント氷川	八代郡氷川町島地651番地	平成23年10月1日
短期入所生活介護	社会福祉法人百八会	シルバーピアさくら樹短期入所生活事業所	熊本市佐土原三丁目12番26号	平成23年10月1日
通所介護	社会福祉法人 真光会	デイサービスセンター出水	熊本市国府二丁目6番91号	平成23年7月8日
通所介護	株式会社ツクイ	ツクイ東野	熊本市東野一丁目16番16号	平成23年9月1日
通所介護	社会福祉法人 百八会	シルバーピアさくら樹	熊本市佐土原三丁目12番26号	平成23年10月1日
通所介護	NPO法人ささえ愛ひかりの家	わんどろ	熊本市河内町河内1154番地	平成23年10月1日
通所介護	有限会社ラポール新世園	デイサービスセンター招福の里	八代市古閑下町2224番地	平成23年7月21日
通所介護	社会福祉法人八代市社会福祉協議会	八代市社協ふれあい坂本	八代市坂本町荒瀬1307番地	平成23年8月1日
通所介護	社会福祉法人八代市社会福祉協議会	八代市社協ふれあい千丁	八代市千丁町新牟田1433番地	平成23年8月1日
通所介護	社会福祉法人八代市社会福祉協議会	八代市社協ふれあい鏡	八代市鏡町鏡村720番地	平成23年8月1日

通所介護	社会福祉法人八代市社会福祉協議会	八代市社協ふれあい東陽	八代市東陽町南1075番地	平成23年8月1日
通所介護	社会福祉法人八代市社会福祉協議会	八代市社協ふくじゆ草	八代市泉町椎原又1番地1	平成23年8月1日
通所介護	社会福祉法人八代市社会福祉協議会	八代市社協さわやか荘	八代市泉町下岳2974番地	平成23年8月1日
通所介護	有限会社百の郷	デイサービス百の郷	天草市志柿町5399番地66	平成23年7月8日
通所介護	奥山鹿温泉旅館 有限会社	奥山鹿温泉デイサービス倶楽部	山鹿市平山235番地	平成23年7月15日
通所介護	社会福祉法人 不動会	よかとこデイ	山鹿市山鹿39番地	平成23年8月15日
通所介護	有限会社ごとう	デイサービスセンターたい志	山鹿市鹿本町御宇田594番地1	平成23年9月1日
通所介護	医療法人牧念人会	草佳苑きくち	菊池市深川403番地	平成23年7月25日
通所介護	医療法人社団嵩山会	吉野乃丘	熊本市城南町坂野1796番地1	平成23年7月8日
通所介護	社会福祉法人福寿会	デイサービスセンターいつものところ	熊本市城南町隈庄648番地	平成23年8月15日
通所介護	社会福祉法人氷川町社会福祉協議会	氷川町社協デイサービス竜北	八代郡氷川町島地651番地	平成23年10月1日
通所介護	社会福祉法人氷川町社会福祉協議会	氷川町社協デイサービス宮原	八代郡氷川町宮原702番地5	平成23年10月1日
福祉用具貸与	株式会社 荒木マリーン	株式会社 荒木マリーン	熊本市野田一丁目6番22号	平成23年8月2日
福祉用具貸与	豊田実業 株式会社	エール介護サービス	菊池郡菊陽町光の森七丁目23番12	平成23年10月1日
福祉用具貸与	有限会社 池田メディカル	池田メディカル	球磨郡多良木町黒肥地1661番地の3	平成23年10月1日
訪問介護	社会福祉法人星隆会	ヘルパーステーション きずな	熊本市新南郡三丁目7番76-2特定施設きらら1F	平成23年8月1日
訪問介護	社会福祉法人百八会	シルバーピアさくら樹	熊本市佐土原三丁目12番26号	平成23年10月1日
訪問介護	社会福祉法人八代市社会福祉協議会	八代市社協ほほえみ八代	八代市古城町2950番地5	平成23年8月1日
訪問介護	社会福祉法人八代市社会福祉協議会	八代市社協ほほえみ坂本	八代市坂本町荒瀬1307番地	平成23年8月1日
訪問介護	社会福祉法人八代市社会福祉協議会	八代市社協ほほえみ鏡	八代市鏡町鏡村720番地	平成23年8月1日
訪問介護	社会福祉法人八代市社会福祉協議会	八代市社協ほほえみ泉	八代市泉町下岳2974番地	平成23年8月1日
訪問介護	有限会社荒尾タクシー	ケアフル24	荒尾市四ツ山町三丁目2番11号	平成23年9月1日
訪問介護	合資会社山光総業	訪問介護ステーションやまと	上益城郡山都町城平874	平成23年8月26日
訪問介護	社会福祉法人氷川町社会福祉協議会	ヘルパーステーション氷川	八代郡氷川町宮原702番地5	平成23年10月1日
訪問入浴介護	社会福祉法人八代市社会福祉協議会	八代市社協くつろぎ八代	八代市古城町2950番地5	平成23年8月1日

熊本県告示第679号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成23年7月1日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年7月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	多良木相良線	球磨郡あさぎり町免田東字堀ノ角 4 1 3 番 1 地 先 から 同所 3 8 3 番 2 地 先 まで	16.4	活力基盤交安 (踏切道の拡幅)

2 供用を開始する期日 平成23年7月1日

熊本県告示第680号

熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第7条第1項の規定により少年に有害な興行として平成23年6月23日次のように指定したので、同条第2項の規定により公示する。

平成23年7月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定映画	いんび 変態若妻の悶え（オーピー） 強制人妻 肉欲の熟れた罠（オーピー） 未亡人銭湯 おっぱいの時間ですよ！（オーピー） 多感な制服 むっちり潤い肌（オーピー） 欲望の海 義母を犯す（新東宝） さびしい人妻 夜鳴く肉体（オーピー）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第681号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成23年7月1日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年7月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	菊池鹿北線	山鹿市鹿北町岩野字柳瀬 802番4地先から 同所 802番6地先まで	30.8	単防災 (法面 保護)

2 供用を開始する期日 平成23年7月1日

熊本県告示第682号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成23年7月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
ヘルパーステーション大輪 宇城市松橋町松橋28番8	合同会社 大輪 宇城市松橋町松橋28番地8 大久保 君城	平成23年 7月1日	4312700323	行動援護
訪問介護支援事業所 ほほえみのもり 菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北三丁目8番1号	株式会社 ほほえみのもり 菊池郡菊陽町新山三丁目10番5号 岸本 眞	平成23年 7月1日	4312210190	居宅介護・ 重度訪問介護

熊本県告示第683号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成23年7月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項
パソコン及びプリンタの借入れ 一式

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課管理審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2581

- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
告示の日から平成23年7月15日(金)までの日(閉庁日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成25年3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更hands続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成25年1月4日から平成25年1月31日(閉庁日を除く。)まで行う。

公 告

熊本県公告第345号

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第30条の規定により、平成23年度職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。
平成23年7月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 試験を実施する職種

(1) 学科試験(系基礎学科、専攻学科)を実施する職種

(2) 学科試験(指導方法)を実施する職種

- 園芸科、造園科、森林環境保全科、鉄鋼科、鋳造科、鍛造科、熱処理科、塑性加工科、溶接科、構造物鉄工科、金属表面処理科、機械科、電子科、電気科、コンピュータ制御科、発電電科、送配電科、電気工事科、自動車製造科、自動車整備科、自動車車体整備科、航空機製造科、航空機整備科、鉄道車両科、造船科、時計科、光学ガラス科、光学機器科、計測機器科、理化学機器科、製材機械科、内燃機関科、建設機械科、農業機械科、縫製機械科、織布科、織機調整科、染色科、ニット科、洋裁科、洋服科、縫製科、和裁科、寝具科、帆布製品科、木型科、木工科、工業科、包装科、紙器科、製版・印刷科、製本科、プラスチック製品科、レザー加工科、ガラス科、ほうろく製品科、陶磁器科、石材科、麺科、パン・菓子科、食肉科、水産物加工科、発酵科、建築科、枠組壁建築科、とび科、建設科、プレハブ建築科、屋根科、スレート科、建築板金科、防水科、サッシ・ガラス施工科、畳科、インテリア科、床仕上げ科、表具科、左官・タイル科、築炉科、ブロック建築科、熱絶縁科、冷凍空調機器科、配管科、住宅設備機器科、さく井科、土木科、測量科、建築物設備管理科、ボイラー科、クレーン科、建設機械運転科、港湾荷役科、化学分析科、公害検査科、木材工芸科、竹工芸科、漆器科、貴金属・宝石科、印章彫刻科、塗装科、広告美術科、デザイン科、義肢装具科、電気通信科、電話交換科、事務科、貿易事務科、流通ビジネス科、写真科、介護サービス科、理容科、美容科、ホテル・旅館・レストラン科、観光ビジネス科、日本料理科、中国料理科、西洋料理科、臨床検査科、フラワー装飾科、メカトロニクス科、情報処理科、フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科

2 試験の科目

(1) 学科試験(系基礎学科、専攻学科)を行う職種及び試験の科目

免許職種	学 科 試 験 の 科 目
和裁科	ア 関連学科 (ア) 系基礎学科 a 裁縫知識(裁縫工程、裁縫用具、見積り) b 縫製法(縫製法、縫製用材料) c 安全衛生法(安全管理、衛生管理) (イ) 専攻学科 a 和裁法(縫製工程、和服の種類、裁縫法) b 被服学(被服史、被服論、被服科学、服装美学)

(2) 学科試験(指導方法)を行う職種及び試験の科目

免 許 職 種	学 科 試 験 の 科 目
園芸科、造園科、森林環境保全科、鉄鋼科、鋳造科、鍛造科、熱処理科、塑性加工科、溶接科、構造物鉄工科、金属表面処理科、機械科、電子科、電気科、コンピュータ制御科、発電電科、	指導方法(職業訓練原理、教科指導方法、訓練生の心理、生

送配電科、電気工事科、自動車製造科、自動車整備科、自動車車体整備科、航空機製造科、航空機整備科、鉄道車両科、造船科、時計科、光学ガラス科、光学機器科、計測機器科、理化学機器科、製材機械科、内燃機関科、建設機械科、農業機械科、縫製機械科、織布科、織機調整科、染色科、ニット科、洋裁科、洋服科、縫製科、和裁科、寝具科、帆布製品科、木型科、木工科、工業包装科、紙器科、製版・印刷科、製本科、プラスチック製品科、レザー加工科、ガラス科、ほうろう製品科、陶磁器科、石材科、麺科、パン・菓子科、食肉科、水産物加工科、発酵科、建築科、枠組壁建築科、とび科、建設科、プレハブ建築科、屋根科、スレート科、建築板金科、防水科、サッシ・ガラス施工科、畳科、インテリア科、床仕上げ科、表具科、左官・タイル科、築炉科、ブロック建築科、熱絶縁科、冷凍空調機器科、配管科、住宅設備機器科、さく井科、土木科、測量科、建築物設備管理科、ボイラー科、クレーン科、建設機械運転科、港湾荷役科、化学分析科、公害検査科、木材工芸科、竹工芸科、漆器科、貴金属・宝石科、印章彫刻科、塗装科、広告美術科、デザイン科、義肢装具科、電気通信科、電話交換科、事務科、貿易事務科、流通ビジネス科、写真科、介護サービス科、理容科、美容科、ホテル・旅館・レストラン科、観光ビジネス科、日本料理科、中国料理科、西洋料理科、臨床検査科、フラワー装飾科、メカトロニクス科、情報処理科、フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科

活指導及び職業訓練関係法規)

- 3 試験を受けることができる者
- (1) 試験職種（1の(1)）に係る試験を受けることができる者
2級の技能検定に合格した者、当該職種の職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者及び商工会議所が行う和裁に関する1級又は2級の技能の検定の合格証書を有する者を対象とする。
 - (2) 試験職種（1の(2)）に係る試験を受けることができる者
職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第46条の規定に基づき、実技試験の全部及び学科試験のうち系基礎学科及び専攻学科が免除となる者を対象とする。
- 4 試験の一部免除
- (1) 免除の資格者及び免除の範囲は、次のとおりとする。

免除を受けることができる者	免除の範囲
免許職種に関し、1級の技能検定又は単一等級（「バルコニー施工」及び「電子回路接続」を除く。）の技能検定に合格した者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、2級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科 （当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科

にあつては、学科試験のうち関連学科) に合格した者	(フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科)	
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科(当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)	
免許職種に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科	
免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科	
学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	学科試験のうち関連学科	
(2) 免許職種に係る免除の資格者及び免除の範囲は、次のとおりである。		
免許職種	免除を受けることができる者	免除の範囲
溶接科	ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)による特別ボイラー溶接士免許を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
電子科	電波法(昭和25年法律第131号)による第一級陸上無線技術士の免許を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
	航空機製造事業法施行規則の一部を改正する省令(昭和48年通商産業省令第71号)による改正前の航空機製造事業法施行規則による電子機器国家試験の合格証を有する者	学科試験のうち関連学科
自動車整備科	自動車整備士技能検定規則(昭和26年運輸省令第71号)による一級四輪自動車整備士、一級二輪自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士、二級三輪自動車整備士又は二級二輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
航空機整備科	航空機製造事業法施行規則(昭和29年通商産業省令第52号)による航空機国家試験合格証を有する者	学科試験のうち関連学科
	航空法(昭和27年法律第231号)による一等航空整備士若しくは二等航空整備士又は航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
測量科	測量法(昭和24年法律第188号)による測量士の試験の合格証書を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
ボイラー科	ボイラー及び圧力容器安全規則による特級ボイラー技士の免許を有する者又は電気事業法施行規則(昭和40年通商産業省令第51号)によるボイラー・タービン主任技術者の免状を有す	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科

	る者 エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 5 4 年法律第 4 9 号）による熱管理士の免状を有する者	学科試験のうち関連学科
電気通信科	電波法（昭和 2 5 年法律第 1 3 1 号）による第一級総合無線通信士の免許を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
臨床検査科	医師法（昭和 2 3 年法律第 2 0 1 号）による医師国家試験、歯科医師法（昭和 2 3 年法律第 2 0 2 号）による歯科医師国家試験又は獣医師法（昭和 2 4 年法律第 1 8 6 号）による獣医師国家試験の合格証書を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
	臨床検査技師等に関する法律（昭和 3 3 年法律第 7 6 号）による臨床検査技師の免許を有する者	学科試験のうち関連学科
事務科	公認会計士法（昭和 2 3 年法律第 1 0 3 号）による公認会計士試験の第二次試験若しくは第三次試験又は税理士法（昭和 2 6 年法律第 2 3 7 号）による税理士試験に合格したことを証する書面を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
	商工会議所法に基づいて商工会議所が行う簿記に関する一級の技能の検定の合格証明書を有する者	実技試験のうち簿記及び学科試験のうち簿記
和裁科	商工会議所法に基づいて商工会議所が行う和裁に関する 1 級又は 2 級の技能の検定の合格証書を有する者	実技試験の全部
上記以外の範囲にあつては、職業能力開発促進法施行規則別表第 1 1 の 3 に掲げる試験の免除を受けることができる者		職業能力開発促進法施行規則別表第 1 1 の 3 に掲げる免除の範囲

- 5 試験を受けることができない者
 - (1) 成年被後見人又は被保佐人
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられた者
 - (3) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から 2 年を経過しない者
- 6 試験の日時及び場所
平成 2 3 年 9 月 2 日（金）午前 1 0 時 4 5 分から
熊本県庁（本館 8 0 2 会議室）
- 7 受験手続
 - (1) 受験申請書類
職業訓練指導員試験受験申請書、受験票、履歴書、写真（申請前 6 か月以内に撮影した上半身の写真で、横 3 0 ミリ、縦 4 0 ミリ、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）及び試験の免除の資格を有することを証明する書類
 - (2) 申請書類の受付期間及び提出先
平成 2 3 年 7 月 2 0 日（水）から同年 8 月 3 日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで）
熊本県商工観光労働部商工労働局産業人材育成課
 - (3) 受験手数料
受験手数料（学科試験手数料）は、3, 1 0 0 円とし、熊本県収入証紙を受験申請書に貼り付けて納付する。
なお、受験申請書を受け付けた後は、いかなる理由がある場合にも受験手数料は返還しない。
 - (4) 受験票
受験申請書を受け付けたときは、申請者あてに後日、受験票を送付する。
- 8 合格発表
平成 2 3 年 9 月 3 0 日（金）に合格者受験番号を熊本県公報で公示するとともに、合格証書の送付により本人あて通知する。
- 9 その他
 - (1) 受験申請書等は、熊本県商工観光労働部商工労働局産業人材育成課において交付する。

- なお、受験申請書等の交付を郵送により希望する場合は、郵便番号、住所、氏名を明記のうえ、140円切手を同封し、熊本県商工観光労働部商工労働局産業人材育成課に請求すること。
- (2) 受験申請書等を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「職業訓練指導員試験受験申請書在中」と朱書きすること。
- なお、この場合は、受付期間終了日の消印のあるものまで受理する。
- (3) 試験についての不明な点は、次に問い合わせること。
- 熊本県商工観光労働部商工労働局産業人材育成課
 郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
 電話 096-333-2344 (直通)

熊本県公告第346号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第13条第1項の規定に基づき、次の肥料の登録事項の届出があったので、同法第16条第2項の規定に基づき公告する。

平成23年7月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	生産業者の氏名又は名称及び住所	変更した事項	変更した年月日
熊本県肥第1439号	混合有機質肥料	ニューグリーンボカシ	株式会社ドリームジャパン	住所 (新) 熊本県八代市鏡町内田字六番割1572番21 (旧) 熊本県八代市鏡町塩浜字七番割398番地4	平成23年6月21日

熊本県公告第347号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、嘉島町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第14条第3項の規定により公告する。

平成23年7月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（地形測量）	平成23年5月19日から 平成24年3月16日まで	上益城郡嘉島町全域

熊本県公告第348号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

平成23年7月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
基本測量（基準点測量）	平成23年7月4日から 平成24年3月5日まで	熊本市、八代市、山鹿市、阿蘇市、天草市、阿蘇郡南小国町、上益城郡益城町、球磨郡五木村

熊本県公告第349号

宇土市に事務所を置く宇土八水土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成23年7月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	福島 勝義	宇土市三拾町 6 9 7 番地
理事	浅川 憲一	宇土市栗崎町 2 8 5 番地
理事	永井 如矢	宇土市笹原町 1 1 5 7 番地
理事	野村 義光	宇土市網津町 2 1 0 7 番地
理事	田代 良一	宇土市走潟町 2 2 3 番地
理事	高濱 耕介	熊本市富合町志々水 2 6 0 番地
理事	藤井 恵一	熊本市富合町廻江 7 5 5 番地
理事	大橋 賢二	熊本市富合町釈迦堂 1 8 番地
監事	関 健一	宇土市松山町 9 0 6 番地
監事	宇都宮 優治	宇土市走潟町 2 8 4 番地
監事	上田 武	熊本市富合町碓江 3 5 8 番地
就任		
理事	福島 勝義	宇土市三拾町 6 9 7 番地
理事	浅川 憲一	宇土市栗崎町 2 8 5 番地
理事	本田 健二	宇土市新開町 1 4 8 4 番地
理事	野村 義光	宇土市網津町 2 1 0 7 番地
理事	小山 節雄	宇土市走潟町 5 1 5 番地
理事	牧 弘則	熊本市富合町榎津 1 1 6 6 番地
理事	藤井 恵一	熊本市富合町廻江 7 5 5 番地
理事	大橋 賢二	熊本市富合町釈迦堂 1 8 番地
監事	安田 鷹嗣	宇土市松山町 4 9 4 9 番地
監事	永井 如矢	宇土市笹原町 1 1 5 7 番地
監事	上田 武	熊本市富合町碓江 3 5 8 番地

熊本県公告第 3 5 0 号

宇土市に事務所を置く走潟土地改良区の役員が次のとおり退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。

平成 2 3 年 7 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	田代 和臣	宇土市走潟町 2 3 9 1 番地

熊本県公告第 3 5 1 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 2 3 年 7 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字下仲間字江頭 8 5 4 番 1 の一部
4 3 4 . 4 0 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡嘉島町大字鯉 2 8 3 9 番地 5
木村 友治

熊本県公告第 3 5 2 号

土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 8 7 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営菊池東部 2 期地区（佐野工区）土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 8 7 条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

平成23年7月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第356号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成23年7月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市野々島字野田原4420番3、同4420番4及び同4424番1
2,648.33平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市黒髪三丁目6番21号
株式会社 建吉組

熊本県公告第357号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成23年7月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字福富字野稲迫961番5
233.11平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡益城町大字宮園622番地7
大山 健二郎

熊本県公告第358号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営宇城東部2期地区（原田工区）土地改良事業（農業用道路）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

- 1 この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。
平成23年7月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類
変更後の県営宇城東部2期地区（原田工区）土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成23年7月4日から平成23年8月1日まで
- 3 縦覧場所
美里町役場

熊本県公告第359号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、菊池市の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することかできる。
平成23年7月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
菊池都市計画道路 3・5・2号 温泉通り線
菊池都市計画道路 3・5・3号 深川北原線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
菊池市大字亘字中河原、字有平、字永溝、字下堀木、字堀木、大字片角字立石、大字隈府字堀木、字堀木屋敷、字院ノ馬場、字守山、字城山、字北城下、字土井ノ外、字屋敷、字孔子堂、字宮跡、字堀ノ内、字北原、大字深川字諏訪原、字上ノ原、大字大琳寺字堀ノ外、字下原、字堀ノ内、字居屋敷の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課、熊本県菊池地域振興局土木部技術管理課、菊池

市建設部都市整備課

4 縦覧期間

平成23年7月1日から平成23年7月15日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

熊本県公告第360号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、菊池市の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成23年7月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 都市計画の種類

菊池都市計画道路 3・4・1号 大琳寺木庭橋線

菊池都市計画道路 3・4・5号 隈府中央線

2 都市計画の変更に係る土地の区域

菊池市大字大琳寺字下原、字堀ノ外、字堀ノ内、字東善寺、字村前、字東村前、字新堀、大字北宮字北田、大字片角字西原、字田福、大字隈府字下堀外、字上堀外、字前田、字藪ノ内、字町、大字亘字堀木、字下堀木、字屋敷、字道ノ上、字鍛冶免、字村上、字鋸町、字乱橋の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所

熊本県土木部道路都市局都市計画課、熊本県菊池地域振興局土木部技術管理課、菊池市建設部都市整備課

4 縦覧期間

平成23年7月1日から平成23年7月15日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

熊本県公告第361号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、熊本市の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成23年7月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 都市計画の種類

熊本都市計画墓園 3号 桃尾墓園

2 都市計画の変更に係る土地の区域

熊本市戸島町字中桃尾、字下桃尾、字小久保及び字小山桃尾の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所

熊本県土木部道路都市局都市計画課、熊本県熊本土木事務所技術管理課、熊本市都市建設局都市政策部都市計画課

4 縦覧期間

平成23年7月1日から平成23年7月15日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

熊本県公告第362号

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により、次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等に所定の日までの申請を求める。

平成23年7月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 名称

口蹄疫復興宝くじ

2 発売総額及び通数

50億円 2,500万通

3 証票金額

1通200円

4 発売期間

平成23年10月15日から同月25日まで

5 発売区域

全国

6 当せん金の総額

発売総額に対して 2,099,700,000円

- 7 売りさばき及び当せん金支払手数料
 発売総額に対して 431,664,135円
- 8 その他発売経費
 発売総額に対して 159,800,000円
- 9 受託申請期限 平成23年7月14日
- 10 その他

当せん金証票の発売は、宮崎県、熊本県、大分県及び鹿児島県が共同して行う。
 受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。

熊本県公告第363号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第6項の規定により、当せん金付証票の発売等の事務の再委託を承認するための基準を次のとおり定め、平成23年10月15日から同月25日までに発売する口蹄疫復興宝くじの発売等の事務について適用する。

平成23年7月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 売りさばき及び当せん金支払交付事務
- (1) 事業者は、社会的、経済的信用があり、経営者としての資質に問題がある者でないこと。
 - (2) 当せん金付証票法の規定に違反し、又は罰則を受けていないこと。
 - (3) 事業者は、売場を開設するに当たって、所要の初期投資の負担が可能であり、かつ長期間にわたって宝くじの販売を継続する見込みがあること。
 - (4) 宝くじ売場は、いつでも誰でもが購入しやすい立地であり、相当の通行量、集客量があり、将来にわたって販売力が期待できること。
 - (5) 売場の乱立により、過度な販売競争等の弊害が生じるおそれがないこと。
 - (6) 新たに郵便局株式会社又は郵便貯金銀行へ再委託する場合には、当該再委託に係る郵便局又は郵便貯金銀行の本店、支店その他の営業所は、郵便局又は郵便貯金銀行の本店、支店その他の営業所以外に売場のない市町村に所在するものであること。
 - (7) その他、宝くじの販売を行うことが不適当と認められる場合でないこと。
- 2 その他再委託事務
 その他の再委託事務の承認に当たっては、1の基準を準用する。

熊本県公告第364号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第8条の規定により次のとおり公告する。

平成23年7月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 借入物品及び数量
 パソコン 640セット
 プリンタ 140セット
 - (2) 業務に係る入札・契約担当部局
 熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課電子県庁管理班
 - (3) 借入物品の規格、品質等
 要求仕様書による。
 - (4) 借入期間
 平成23年10月1日から平成28年9月30日まで
 - (5) 納入場所
 要求仕様書のとおり。
 - (6) 入札方式（紙入札併用案件）
 この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行った者で、次アからウまでに該当し、かつ、4(2)ア電子入札システムによる入札期間に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けたものに限り、紙入札により入札するものとする。
 ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
 イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなりICカードの再取得を準備をしている場合
 ウ 名称、住所及び代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している場合
 - (7) 入札金額
 入札金額は、本委託業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札書に金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額により入札する

- こと。
- (8) 委託業務に係る仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託契約等）運用基準の規定を準用する。
- (9) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）により入札参加資格を有すると決定された者であること。
- ア 競争入札参加資格審査申請書受付期間
公告の日から平成23年7月15日（金）午後5時まで
- イ 競争入札参加資格審査申請書及
熊本県出納局管理調達課 管理審査班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
- ウ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードする。
- エ 提出の方法
イの提出先へ持参又は郵送とする。郵送の場合は、アに記載する期限までに必着とする。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所からの再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- (5) 要求仕様書の内容を満たすことについて、確認を受けること。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次の書類を提出すること。
- ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 機能等証明書
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える場合は、当該書類の目録を電子入札システムで提出し、当該書類を書面で提出期間内に郵送又は持参により提出すること。紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から平成23年7月29日（金）午後5時まで
- (4) 提出先
1(2)に掲げる入札・契約担当部局
所在地 熊本市水前寺六丁目18番1号
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があつた場合は電子入札システムにより、書面での提出があつた場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(2)に掲げる入札・契約担当部局において行う。
- (2) 入札の方法等
- ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札確認結果の通知を受けた日から平成23年8月11日（木）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
(ア) 日時 平成23年8月12日（金）午前10時
(イ) 場所 熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課
（県庁行政棟新館9階）
- (ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成23年8月11日（木）までに1(2)に掲げる入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封

- 筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と、中封筒の表に「借入物品の名称」及び「開札日時」を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合は、別の中封筒の表に「再入札書」、「借入物品の名称」を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (3) 開札の方法及び日時等
開札は電子入札システムにおいて(2)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立ち会い（郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に關係のない県の職員）のもとに(2)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (4) 入札回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。一回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けるときから再入札通知書に掲げる日、時までには再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (5) 入札の無効
次のアからエまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取り消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号に該当する入札
イ 民法（明治29年法律第89号）第95条による錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の当該入札
ウ 電子入札において、契約権限のない者のICカードを使用して行った入札
エ 紙入札において、入札書にくじ番号の記入がない入札
- (6) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (7) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (8) 入札保証金の免除について
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否
要
- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して14日を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して7日を経過した日
- (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、契約担当者が指定する日時までに熊本県会計規則第77条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項第各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除することができる。
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機構（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 入札の業務内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。（本公告に係る入札・契約担当部局）
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課電子県庁管理班
電話番号 096-333-2143
ファックス番号 096-381-8211
- (2) 競争入札参加資格審査申請（新規受付）に関すること。
熊本県出納局管理調達課管理審査班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
- (3) 電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）

8 Summary

- (1) Name and Quantity of commodity
640 sets of personal computer
140 sets of printer
- (2) Date and Place for tender:
Date: August 12nd 10:00 a.m.
Place: The ninth floor Information and Planning Division room. New building Prefectural Office of Kumamoto
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Information and Planning Division, Transportation Policy and Information Bureau
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone: 096-333-2143
- (4) Other (その他)
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

訓 令

熊本県訓令第68号

本庁各部（公室・局）課（センター）
各 地 方 出 先 機 関
熊本県農林水産業協同組合等検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成23年7月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫
熊本県農林水産業協同組合等検査規程の一部を改正する訓令
熊本県農林水産業協同組合等検査規程（平成19年熊本県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号中「水産業協同組合法」の次に「第15条の4第1項第4号に規定する共済代理店並びに同法」を加える。

別記様式裏中 「農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）（抄）」を「農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）（抄）」に、

「森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）（抄）」に、

「森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）（抄）」を「森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）（抄）」に、「

又は信用事業受託者」を「、信用事業受託者又は共済代理店」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年7月1日から施行する。

登載依頼

熊本県公立大学法人評価委員会公告第2号

平成23年度第2回熊本県公立大学法人評価委員会を次のとおり開催する。

平成23年7月1日

熊本県公立大学法人評価委員会 委員長 崎 元 達 郎

- 1 開催日時
平成23年7月6日（水）
午前9時から（3時間程度）
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館5階 審議会室
- 3 議題
・平成22年度財務諸表承認について
・平成22年度業務実績に係るヒアリングについて 等

4 傍聴者の定員
10人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- (2) 会議の傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の30分前から行い、傍聴者の定員を満了した時点又は会議開催予定時刻になった時点で終了する。
- (3) 傍聴者の決定は、受付先着順とする。ただし、受付開始時点ですでに定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。

6 問い合わせ先

熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県総務部文書私学局県政情報文書課（電話096-333-2061）